

○厚生労働省令第九十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十九号を第七十八号とし、第六十八号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十七 (ニ―ヨードフェニル) (一―「(一―メチルピペリジン―ニ―イル)メチル」―H―インド

ール―三―イル〕メタノン及びその塩類

第一条中第六十七号を第七十五号とし、第六十六号を第七十四号とし、第六十五号を第七十三号とし、第六十四号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二 二―(二―メトキシフェニル)―|―|―|―(一―メチルピペリジン―二―イル)メチル|―|
一H―インドール―三―イル〕エタノン及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十号とし、第五十一号から第六十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 一―|―|(一―メチルピペリジン―二―イル)メチル|―|H―インドール―三―イル〕(ナフトレン―一―イル)メタン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三 二―(メチルアミノ)―|―|―|(三・四―ジメチルフェニル)プロパン―|―オン及びその塩類
第一条中第四十六号を第五十一号とし、第三十四号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十七 ナフタレン――イル「四―（ペンチルオキシ）ナフタレン――イル」メタノン及びその塩類
三十八 ナフタレン――イル「二―（ペント―四―エン――イル）――H―インドール―三―イル」
メタノン及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十五号とし、第十五号から第三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 二―（エチルアミノ）―二―（三―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類

第一条中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 N―（二―アダマンチル）――ペンチル――H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
九 N―（二―アダマンチル）――ペンチル――H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。